

2024年1月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2024年1月29日にウェブ会議にて開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2024年1月 ASAF 会議出席メンバー

(ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Helena Simkova
企業会計基準委員会 (ASBJ)	川西委員長
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Yu Chen
韓国会計基準委員会 (KASB)	Jae-Ho Kim
エフラグ (EFRAG)	Sebastián Harushimana
フランス国家会計基準局 (ANC)	Pierre Martin
ドイツ会計基準委員会 (DRSC)	Sven Morich
英国エンドースメント審議会 (UKEB)	Pauline Wallace
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Carlos Valle
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Armand Capisciolto
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Susan Cospers

(IASB 参加者)

Andreas Barckow 議長 (ASAF の議長)、Linda Mezon-Hutter 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2024年1月ASAF会議の議題

議 題	予定 時間	実際 時間
電力購入契約	120分	120分

今後の日程(予定)

2024年3月25日及び26日 (ロンドン IASB)

ASAF 会議への対応

- 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF 対応専門委員会において検討を行った。

II. 電力購入契約

議題の概要

3. 2023年12月のIASBボード会議で、IASBは、IFRS第9号の「自己使用」の要求事項及びヘッジ会計の要求事項の修正を含むアプローチにより、財務諸表が電力購入契約（PPA）の実質を忠実に表現し、企業への影響に関する目的適合性のある情報を含むことを担保するための狭い範囲の基準設定を行うことを暫定的に決定した。
4. 本セッションの目的は、ASAFメンバーとの間で自己使用の要求事項について考え得る修正についてのIASBスタッフによる予備的な見解、及びヘッジ会計の要求事項を適用する際の課題についての分析を共有し、ASAFメンバーからの意見、質問及び他の考え得る修正案があるか否かを問うことである。

（「自己使用」の要求事項についてのIASBスタッフによる予備的な見解）

5. 以下のすべての特徴を持つ非金融項目を対象とする。
 - (1) 供給／生産が天候（及び場所）に左右されるため、当該項目が供給される時期及び／又は量が当該項目に対する需要と必ずしも一致しない。
 - (2) 非金融項目が取引される市場の法的な構造により、購入者は生産された非金融項目の引渡しを受けることを回避できない。
 - (3) 非金融項目が供給され、買手が供給量を特定された短期間の内に使用できなかった場合、市場の構造により、買手は未使用の電力を実勢価格で市場に戻すことが要求される。このため、買手は結果的に生じる売却の時期や価格について支配／裁量を有さない。
6. 前項に記載された特徴を有する非金融項目の購入契約が「自己使用」の要求事項を満たすために要求される追加的な適用指針を次のとおり定める。
 - (1) 契約の目的、デザイン及び構造は、契約期間を通じて企業の予想される使用の必要と整合する量の非金融項目の供給を確保するものである。例えば、企業が予想される購入の要件を上回る量を契約した場合、その契約は自己使用の要件を満たさないことになる。
 - (2) 供給と需要の短期的ミスマッチの結果生じる、引渡し直後の非金融項目の販売は、次の場合、企業による自己使用の要件と矛盾しない。

- ① 契約の残存期間中の契約数量は、引き続き企業の予想される使用の必要に基づいている。
 - ② 企業は、契約開始以降に引き渡された非金融項目の数量と同等かそれ以上の数量の非金融項目を使用している。
 - ③ 売却は非金融項目の市場価格の短期的変動による利益を生み出す目的で行われていない。
7. IASB スタッフは、投資家からの非公式な回答によると IFRS 第 7 号の開示対象とならない長期 PPA については、以下の情報が有用であるとしている。

具体的な開示目的

投資家が、企業の将来のキャッシュ・フローに対する契約の影響を理解できるようにするための情報。

情報項目

- (1) 価格設定のタイプ（固定か変動か）
- (2) PPA で合意された価格（及び可能性としては報告日時点の市場価格）
- (3) 同じ非金融項目の販売又は購入の合計に対する当該契約の割合
- (4) 報告期間中の収益及び費用に対する PPA の影響（例えば PPA がなかった場合に収益及び費用がどのようになっていたか。）
- (5) 報告日における契約の公正価値の兆候（indication）

（ヘッジ会計の要求事項についての IASB スタッフによる予備的な見解）

8. ヘッジ会計の要件の修正には、以下が含まれる。
- (1) 特定の特徴を有する非金融項目の販売又は購入の不確実な総量の割合（100%を含む）を指定する。例えば、ある設備の特定期間におけるアウトプットの販売合計の 90%（すなわち、すべての販売の 90%）を指定する。
 - (2) バーチャル PPA の数量に反映される（mirrored）と予想される範囲内で、必ずしも可能性が非常に高いとは限らない予想される販売又は購入の予想数量を指定する。このような指定は、数量にのみ関連し、バーチャル PPA の他の条件には関連しない。言い換えれば、ヘッジ対象は単にバーチャル PPA の条件を複製するものではない。

- (3) 経済的関係を評価する目的上は、数量に関して「予想される」か「可能性が非常に高い」かに係るヘッジ対象とヘッジ手段の前提条件の違いは、経済的関係の断絶を引き起こさない。しかし、価格など他のすべての前提については、ヘッジ期間にわたって起こりうる動きを引き続き検討する。
- (4) IFRS 第 7 号には、すべてのヘッジ関係に関する包括的な開示要件がすでに含まれている。また、これまでに協議した投資家が長期の PPA に有用であると述べている情報を考慮すると、追加的な開示要件は必要ないと考えられる。

ASAF 会議での議論の概要

9. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(全般的なコメント)

- (1) 短期的な解決策だけでなく長期的な解決策を検討する必要があると考えるが、問題に迅速に対処する IASB の方針は支持する。(ASBJ)
- (2) IASB は、プロジェクトに再生可能エネルギー証書 (REC) の会計処理を含めていないが、フィジカル PPA とバーチャル PPA の会計処理の整合性や PPA が複数要素からなる契約であることを考慮した場合、REC の会計処理によって現在検討している会計処理が影響を受ける可能性があることを懸念する。(ASBJ)
- (3) 迅速に対処する IASB の方針及び提案の方向性を支持する。
- (4) フィジカル PPA とバーチャル PPA の経済実態は類似しているため一貫性のある解決策を検討すべきである。現行基準に基づくと、フィジカル PPA について自己使用の例外が適用できない場合にはバーチャル PPA と同じ会計処理になっていることも考慮すべきである。ヘッジ会計の解決策に時間を要する場合に、自己使用の要件のみ対処することには疑問がある。
- (5) 適時に問題に対処することが重要である。完全な解決策でなくとも公開草案を公表することでフィードバックを得ることができ、基準設定後、問題があれば PIR で改善することができる。
- (6) 提案に全般的に同意するが、バーチャル PPA についてヘッジの要件の修正アプローチは、ヘッジ会計の一般原則を著しく損なう懸念があるため、PPA を IFRS 第 9 号の範囲から除外するアプローチを採用することも考えられる。
- (7) ((6)の発言に関して) PPA について IFRS 第 9 号の範囲から除外するアプローチに

については、PPA を定義しなければならないという点で実行可能な選択肢でなく、再生可能エネルギー以外の電力購入契約にも広範な影響を与えることから採用しない。

(IASB Barckow 議長、IASB スタッフ)

(「自己使用」の要求事項)

非金融項目の特徴について

- (8) 本プロジェクトの対象として「電力」を想定しているのであれば、非金融項目と言わずに「電力」に具体的に言及することで意図しない結果を避けるべきと考える。
(ASBJ)
- (9) 市場構造による要求について、法律又は契約上の義務を意味するのであれば、そもそも自己使用の例外の使用に関する論点はなく、経済合理性に基づくものを含む場合には、会計では通常考慮されない経済的強制に相当し得る。このため、これらを明確に区別して範囲を特定する必要があると考える。(ASBJ)
- (10) ((9)の発言に関して) 議論しているのは自由裁量がないものであり、経済的強制を想定していない。(IASB スタッフ)
- (11) 対象範囲を限定する特徴は慎重に検討されるべきであり、「天候に左右される」という特徴の使用には懸念がある。
- (12) 市場構造による要求に言及しているが、電気を合理的なコストで貯蔵する設備や容量の問題でもありと考える。また、発電事業者が発電量をコントロールできる場合もあることも考慮に含めるべきである。
- (13) 様々な契約があり、対象を狭く限定すべきとする見解と広く含まれるようにすべきとする見解の両方がある中で、対象範囲を絞るための適切な特徴を見出せない場合も想定されるため一定の割り切りが必要である。また、契約の一部に自己使用の要求事項を適用する案も残すべきである。

追加的な適用指針の案について

- (14) IASB の提案に同意する。
- (15) 契約期間全体にわたる数量に焦点を当てることが、長期の PPA について十分に厳格な要件となるか懸念がある。
- (16) 提案される要件を適用した場合、これに該当しない契約が想定されることから、必

ずしも目的を達成できないことが懸念される。

- (17) 現行基準は自己使用の要求事項の適用に関し明確でないとの考えには同意しない。会計処理は明確だが、結果が好ましくないと考えられている状況であると理解している。
- (18) 売却が価格変動による利益を生み出す目的で行われていないとの要件は不要であるとの関係者からの意見があった。
- (19) 契約開始以降に引き渡された非金融項目の数量と同等かそれ以上の数量の非金融項目を使用しているとの遡及的評価を要件にすると、短期的な需給ギャップにより要件を満たさない結果となる懸念がある。
- (20) 長期契約に自己使用の概念を適用する上で、景気循環や実際の生産能力を考慮するのではなく、購入者について、IAS 第2号第13項で定義されている「正常生産能力」の概念を導入することを提案する。
- (21) 自己使用の要件を満たすことについて継続的評価が必要か否か、及び継続的評価にしたがって要件の充足に関する判定が変更された場合の会計処理を明確にすべきである。

開示について

- (22) 様々な法域で契約を有している多国籍企業が、すべての契約についてこれらの情報項目を開示することが要求されることに懸念がある。利用者が全体像を理解できるように、開示目的に焦点を当て、検討されている具体的な開示項目は例示とすることを提案する。(ASBJ)
- (23) 多数の契約を締結している多国籍企業が、契約ごとに開示するか、集約して開示するのか明瞭でない。また、提案により機密情報が開示されることに懸念がある。
- (24) 提案を支持する。
- (25) 財務諸表利用者のニーズについては理解できるが、情報提供のコストが便益に見合うかどうかについても慎重に検討すべきである。
- (26) 「報告日における契約の公正価値の兆候 (indication)」について、公正価値の測定は実務上困難であり、開示を要求することに懸念がある。
- (27) 開示の有用性が認められる中で、自己使用の例外が適用される長期契約のうち、な

ぜ PPA のみに開示が要求されるのか検討が必要である。

(28) 開示の前に財務業績の表示に関しても様々な見解が聞かれており、PPA の影響を経営者業績指標 (MPM) に反映することを検討している企業が増えていることにも留意が必要と考えている。

(29) 短期の PPA について、開示を免除することを検討すべきとの意見があった。

(ヘッジ会計の要求事項)

(30) ヘッジ対象とヘッジ手段の数量がミラーする関係にあるかに基づく考え方は、発電事業者には機能するかもしれないが、需要家においては市場からの電力購入量とバーチャル PPA の想定数量が同じでない場合など、多くの状況でヘッジ会計が適用できない可能性があり、ヘッジ会計での解決策の実現可能性については疑問がある。

(ASBJ)

(31) 検討されているヘッジの要求事項の修正は、ヘッジ会計の原則及び既存のモデルに大きな影響を与える可能性があり、修正の適用範囲や修正の影響についてより慎重に検討すべきである。

(32) ヘッジの要求事項の修正については拙速な対応を行わず、IFRS 第 9 号のヘッジ会計にかかる PIR と合わせて検討を行うことを検討すべきである。

(33) IASB スタッフの提案に同意する。また、同様の要求事項を IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」にも適用することを検討すべきと考える。

(34) ヘッジ会計の専門家や洗練したエネルギーの見積りを行っている関係者 (生産者) は、長期間にわたり、日次のエネルギー使用量を予測できるとして、提案されるヘッジ会計の解決策を支持している。我々は、フィジカル PPA とバーチャル PPA の両方に対応するヘッジ会計の解決策を望んでいるが、この点、フィジカル PPA の下での短期の配送単位 (例：6 分ごと) で予測することはできない点が問題となる。

(35) どのような方法が可能であるかについて検討を進めているが、現時点ではヘッジ指定において、固定数量でなく決定可能な数量に焦点を当てることで何が達成できるかに注目している。

(36) ヘッジの要求事項を修正するとしても、ヘッジ会計の規律は維持されるべきであり、ヘッジの有効性テストは引き続き適用されるべきである。

(37) 進行中の契約に対するヘッジ会計の要求事項の修正の適用についても検討対象に含

めるべきである。

- (38) 修正案の一部について、ヘッジ会計の基本原則とどのように関連し、企業のリスク管理の目的と整合するかが不明確であるとの意見があった。
- (39) 提案を決定する前に実務に適用可能かを十分にテストする必要がある。
- (40) (上記の議論を踏まえ) IASB は、公開草案を 2024 年第 2 四半期に公表することを目指しており、それには自己使用の要求事項についての提案とヘッジ会計に関する提案の両方が含まれるが、ASAF 会議でのフィードバックを踏まえ、それが可能かについても検討する。(IASB Barckow 議長、IASB 理事)

以 上